

フリーター、就活中の20歳代の方へ

『年金』なんて  
まだまだ自分には  
関係ない！

と思っている皆さんに、  
知ってトクする「国民年金」のお話です。

## 「若年者納付猶予制度」のご案内

「国民年金」は、20歳から60歳までのすべての人が加入する義務がある、国が運営する年金制度です。

年金は老後のためだけでなく、思わぬ事故で身体に障害を負ってしまったときに、障害年金を受け取ることができます。

「いざ」というときに頼りになる「保険」です。

20歳になったら国民年金の保険料を払わなければなりません。収入が少ないため保険料が払えない30歳未満の方には、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

万一の備え、将来の備えとして、ぜひ、この制度をご利用ください。

詳しくは、市・区役所、町村役場の国民年金窓口、年金事務所、  
「日本年金機構ホームページ」へ

# 「若年者納付猶予制度」って、どんな制度なの？

## 20歳代の方の国民年金保険料の納付が猶予される制度です

国民年金には保険料を免除する制度がありますが、本人の所得が低くても収入のある世帯主（親など）と同居している場合は、保険料の免除対象にはなりません。

「若年者納付猶予制度」は、世帯主の所得にかかわらず、保険料の納付が猶予される制度です。厚生年金に加入していないフリーター、就活中などで、所得の少ない20歳代の方が対象です。

また、この猶予制度を利用している期間は、不慮の事故やスポーツ・病気などで身体に障害が残った場合に受け取れる障害基礎年金の受給資格期間に算入されます。

### <対象となる方>

30歳未満で、本人と配偶者の各々の所得が一定金額以下の方

### <所得のめやす>

$$\boxed{(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円}} + \boxed{22\text{万円}}$$

で計算した額以下である場合

### 【ご注意】

学生の方はこの制度の対象とはなりません。「学生納付特例制度」をご利用ください。

## そのままにしておくと、どうなるの？

### 万一の場合に、年金が受け取れなくなります

国民年金には、次の3種類の年金があります。

- ・老齢基礎年金：65歳から死亡するまで受け取れる終身年金
- ・障害基礎年金：病気やけがで障害が残ったときに受け取れる年金
- ・遺族基礎年金：本人が死亡したときに、配偶者や子供が受け取れる年金

保険料を納付しないで、この「若年者納付猶予」の申請もしないまましていると、老後に受け取る老齢年金だけでなく、病気やけがで障害が残ったときの障害年金なども受け取れなくなることがあります。

### (参考データ)

- ・老齢基礎年金の額  
65歳から年額 772,800円 (月額 64,400円)  
(20歳から60歳まで40年間、保険料を払った場合)
- ・障害基礎年金の額  
[障害等級 1 級の場合] 年額 966,000円  
[障害等級 2 級の場合] 年額 772,800円

# 猶予が認められると、どうなるの？

## 保険料を払っていない状態（未納）ではなくなります

猶予が認められると、その期間は未納期間ではなくなり、将来の老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）として計算されます。ただし、保険料の納付が猶予されているだけです。猶予の期間は、受け取る年金額には反映されません。10年以内に保険料を払えば（追納）年金額を増すことができます。また、猶予の期間は、将来の年金のほか、不慮の事故、病気などで障害が残ったときの障害年金の受給資格期間にも算入されます。

### ◆ 「納付」「若年者納付猶予」「未納」の違い

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
若年者納付猶予	○	×	○
未納	×	×	×

10年以内に保険料を払う「追納」は、納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目を過ぎると、当時の保険料額に経過年数に応じた加算額が上乘せされますので、早目の手続をおすすめします。

# 手続きはどうするの？

## 自分で申請する必要があります

「若年者納付猶予制度」を利用するには、自分で申請を行う必要があります。住まいのある役所に申請書を出し、審査を受けます。猶予の対象となる期間は1年間ですので、必要に応じて、毎年、申請することになります。

### <申請の流れ>

#### (1) 申請書の入手

市・区役所、町村役場の国民年金窓口、年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

#### (2) 申請書の提出

住民票を登録している市・区役所、町村役場の国民年金窓口に出します。

#### (3) 対象期間

原則、7月～翌年6月の期間を対象として審査します（申請日が1月～6月の場合は、前年7月～6月）。

- 7月に申請する場合のみ、前年7月～前月の6月分までの期間についても申請可能

#### (4) 審査の結果

猶予が認められた場合は「承認通知書」が届きます。承認期間は、原則7月～翌年6月の1年間です。

- 既に保険料を納めた月分は、納付猶予の期間にはなりません。

猶予が認められなかった場合は「却下通知書」が届きますので、保険料を納付する必要があります。

### ◆ 平成26年4月から、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請<sup>(注)</sup>できるようになりました。

(注) 2年1カ月前の月分まで申請することができますが、申請が遅くなると万一の際の障害年金などを受けられなくなる場合がありますので、すみやかな申請をお願いします。

## 保険料を納めるなら、まとめて払う「前納」がお得！

国民年金の保険料は、毎月納める必要があります。コンビニや銀行、郵便局で払うことができます。また、インターネットを利用したオンライン納付や預金口座からの自動引き落としも利用できます。

保険料を早めに納めることにより、割引される「前納」制度があります。ぜひ、ご利用ください。

### ◆「前納」制度の割引額

(平成26年度保険料額)

納付方法		1カ月分	6カ月分※1	1年分※2	2年分※3
月々支払い		15,250円	91,500円	183,000円	370,080円※4
前 納	現金で支払い (割引額)		90,760円 (740円)	179,750円 (3,250円)	
	口座振替 (割引額)	15,200円 (50円)	90,460円 (1,040円)	179,160円 (3,840円)	355,280円 (14,800円)

- ※1 4月～9月分までの保険料 ⇒ 4月末までに納付  
10月～翌年3月分までの保険料 ⇒ 10月末までに納付  
(口座振替の場合は、4月末と10月末に引き落とされます)
- ※2 4月～翌年3月分までの保険料 ⇒ 4月末までに納付  
(口座振替の場合は、4月末に引き落とされます)
- ※3 4月～翌々年3月分までの保険料 ⇒ 4月末までに引き落とされます。
- ※4 平成26年度保険料15,250円の12カ月分と平成27年度保険料15,590円の12カ月分の合計です。

## 便利なインターネットサービス「ねんきんネット」

「ねんきんネット」は、年金についての情報をインターネットを使って確認できるサービスです。24時間いつでもパソコンで確認できます。ぜひ、ご利用ください。

### ●「ねんきんネット」でできること

- ・自宅のパソコンで、24時間いつでも、最新の年金記録が確認できます。
- ・将来の年金額を試算できます。
- ・郵送でお届けしている「ねんきん定期便」がパソコンで確認できます。

- ◆ご利用には、申し込みが必要です。日本年金機構のホームページで申し込みができます。年金手帳をご用意の上、お申し込みください。

「ねんきんネット」の  
登録者が  
300万人を突破！  
(平成26年6月現在)

詳しくは「ねんきんネット」で検索

検索 